

補助事業遂行にあたっての留意点

- 以下の内容については、補助事業を遂行するにあたって、留意すべき点を挙げたものですので、補助事業業者に周知いただくとともに科研費事務担当者においても、よくお読みください。
- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災により甚大な被害が生じたことから緊急に財源確保が求められる可能性があり、今後の状況によっては交付額の減額変更を行う可能性があります。この場合、各研究課題の本年度交付する補助金の額は、今回の交付決定額にかかわらず減額されることとなりますので、当面、各研究者には、補助金の慎重な執行に留意していただくことが求められます。
また、国の財政事情に鑑み、本年度は、全ての研究課題について分割払いを行うこととなり、7月に、各研究課題の交付決定額の一部（交付決定額の7割に相当する額）を支払う予定です。
- 補助事業者が科学研究費補助金の交付を受けて補助事業を遂行するにあたっては、交付決定通知書に添付した「補助条件」を遵守しなければなりませんので、必ずよくお読みください。
- 補助事業者には『科研費ハンドブック（研究者用）』を配付しています。
このハンドブックには、「補助金の使用」、「研究計画変更の際の手続き」、「研究実績・成果報告の手続き」、「繰越手続き」、「補助金の適正使用」等について分かり易く解説をしていますので、こちらもよくお読みください。
- 研究計画に以下のような変更が生じた際には、日本学術振興会の承認（又は日本学術振興会への届出）が必要となりますので、所定の様式を用いて速やかに手続きを行わなければなりません。

（注意）以下の「※」印が付された申請は、事前の申請手続きを要するものです。

(1) 「補助事業者の身分」関係

- ①-1 異動・退職等により応募資格を喪失する（補助事業を廃止）：補助事業廃止承認申請(様式 C-5-1) ※
- ①-2 異動・退職等により応募資格を喪失する（補助事業者を変更）：補助事業者変更承認申請(様式 C-9) ※
- ②-1 科研費を受けられない研究機関に転出する（補助事業を廃止）：補助事業廃止承認申請(様式 C-5-1) ※
- ②-2 科研費を受けられない研究機関に転出する（補助事業者を変更）：補助事業者変更承認申請(様式 C-9) ※
- ③ 研究分担者が死亡した : 補助事業者変更承認申請(様式 C-9)
- ④ 研究代表者が別の研究機関に異動した : 研究代表者所属研究機関変更届(様式 C-10-1)

* 研究代表者の交替は、特別研究員奨励費の「外国人特別研究員の受入に係る研究課題」についてのみ、認められます。

(2) 「研究組織の変更」関係

- ① 研究分担者を新たに追加し、分担金を配分したい : 補助事業者変更承認申請(様式 C-9) ※
- ② 研究分担者を辞退したい : 補助事業者変更承認申請(様式 C-9) ※

(3) 「研究費の変更」関係

- ① 交付申請時の研究費使用計画を大幅に変更したい : 直接経費使用内訳変更承認申請(様式 C-4-1) ※
- ② 研究分担者が分担金を使用しない見込みとなった : 補助事業者変更承認申請(様式 C-9) ※
- ③ 異動等により間接経費の交付決定額に変更が生じる : 間接経費交付決定額変更申請書(様式 C-16) ※

(4) 「補助事業の廃止・中断」関係

- ①補助事業を廃止したい : 補助事業廃止承認申請(様式 C-5-1) ※
- ②産前産後休暇・育児休業のため、補助事業を中断したい : 研究中断承認申請(様式 C-13) ※
- ③産前産後休暇・育児休業により中断していた補助事業を再開したい : 交付申請書(様式 A-2-1) ※

(5) 「補助金の繰越」関係

- ①交付決定時には予想しえなかった事態が生じ、補助事業が予定の期間内に完了しない見込みとなったため、補助金を翌年度に繰り越して使用したい : 繰越(翌債)を必要とする理由書 (様式 C-26) ※

- 論文などにより補助事業により得られた研究成果を発表するときは、科学研究費補助金の交付を受けて行った研究の成果であることを表示しなければなりません。

「補助条件」【研究成果発表における表示義務】

7-1 研究代表者及び研究分担者は、補助事業の成果を発表する場合には、科学研究費補助金の交付を受けて行った研究の成果であることを表示しなければならない。

表示する方法は、『科研費ハンドブック (研究者用)』の27頁を参照してください。

- 補助事業が完了した後は、翌年度の5月31日までに、日本学術振興会に「実績報告書」を提出しなければなりません。

なお、補助事業を廃止した場合には、廃止承認後30日以内に提出する必要があります。

また、「研究実績報告書」に記載する「雑誌論文」、「学会発表」、「図書」は、交付を受けた科研費の研究成果であることを表示したものでなければなりませんのでご注意ください。

- 研究期間が終了した後は、最終年度の翌年度の6月20日から30日までの間に、日本学術振興会に「研究成果報告書」を提出しなければなりません。

ただし、期限までに報告書を提出できない場合には、「研究経過報告書」を提出し、その翌年度の3月上旬までに研究成果を取りまとめ、速やかに「研究成果報告書」を提出してください。期日までに提出されなければ、補助金の執行を停止するなどの措置を講じることとしていますので、ご留意いただくとともに該当研究者に周知してください。